

業 者 登 録

4 登録

(1) 登録申請

① 提出書類

ア 採石業者登録申請書（様式第1）

イ 誓約書（申請者に関するもの）（様式第1-2）

ウ 誓約書（役員に関するもの、法人の場合）（様式第1-3）

*業務をおこなう役員の氏名は、業務の監査に当たる者を除く全ての役員について記載すること。

エ 誓約書（業務管理者に関するもの）（様式第1-4）

オ 業務管理者試験合格証もしくは認定証の写し

カ 業務管理者証明書（様式第1-5）

キ 業務管理者の住民票

ク 申請者が法人の場合は、その定款および登記事項証明書

ケ 申請者が個人の場合は、申請者の住民票

コ 申請者が法人の場合は、業務をおこなう役員の生年月日を証明する書類

*業務の監査に当たる者を除く全ての役員について生年月日を証明する書類を提出すること。

サ 手数料

奈良県手数料条例（第2条第1項）で定める金額の奈良県収入証紙を貼付すること。

*登記事項証明書、住民票は原則として申請日以前3ヶ月以内に発行されたものであること。

*様式に「ふりがな欄」がある箇所については、必ず記載すること。

② 提出先

奈良県 環境森林部 景観・自然環境課

③ 提出部数

正1部、副1部の計2部

④ 登録されれば、登録した旨を申請者に文書で通知する。

採石業者登録申請書

奈良県収入証紙
はり付け欄

(消印をしないこと。)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

年 月 日

奈良県知事 殿

〒
住 所

氏^(ふりがな)名又は名称及び
法人にあつては、
その代表者^(ふりがな)の氏 名

採石法第32条の登録を受けたいので、同法第32条の2第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 事務所の名称及びその所在地
- 2 その事務所に置く業務管理者^(ふりがな)の氏 名
- 3 法人にあつては、その業務を行う役員^(ふりがな)の氏 名

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。
 - 3 この事務所の名称及び所在地は、登録を受けようとする都道府県の事務所だけでなくすべての事務所について記載することとする。

誓約書 (申請者)

私は、採石法第32条の4に規定されている、下記の登録拒否要件に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

奈良県知事 殿

〒

住 所

申請者氏名

記

- ① 採石法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 採石法第32条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ③ 採石業者であって法人であるものが、採石法第32条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその採石業者の業務を行なう役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員等がその事業活動を支配する者

(備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

誓約書

(業務をおこなう役員)

私は、採石法第32条の4に規定されている、下記の登録拒否要件に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

奈良県知事 殿

役員氏名	性別	住 所

記

- ① 採石法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 採石法第32条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ③ 採石業者であって法人であるものが、採石法第32条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその採石業者の業務を行なう役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

誓約書 (業務管理者)

私は、採石法第32条の4に規定されている、下記の登録拒否要件に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

奈良県知事 殿

〒

住 所

業務管理者氏名

記

- ① 採石法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 採石法第32条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ③ 採石業者であって法人であるものが、採石法第32条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその採石業者の業務を行なう役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

